

団体開放補足説明

1,練習試合について

●練習試合→下記の条件を満たし、学校が許可する場合は可能

・条件

- ①計2団体までのスポーツ団体で行うこと。
- ②構成員の過半数が区外者である団体を招聘する場合であっても、利用者全体の割合で区外者が過半数を超えないこと。
- ③招聘された団体は、必要事項を報告書に記入すること。

●許可できない使用方法

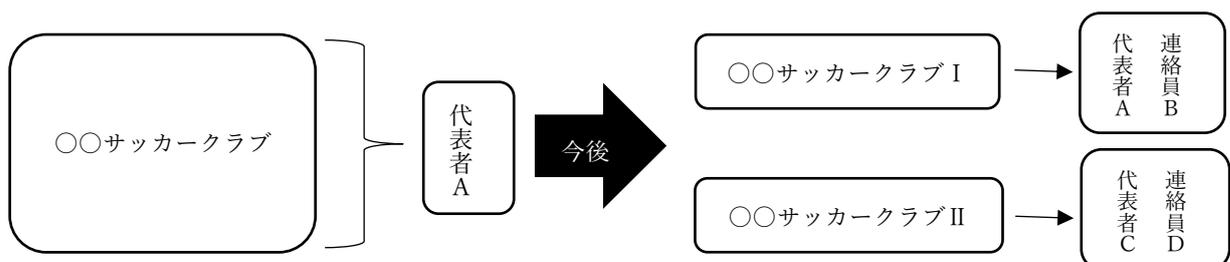
- ①連盟や協会等の団体が公式で行うスポーツ競技大会等。
- ②計3団体以上のスポーツ団体で行われるもの
- ③観客・来賓等を入れるもの。

●注意事項

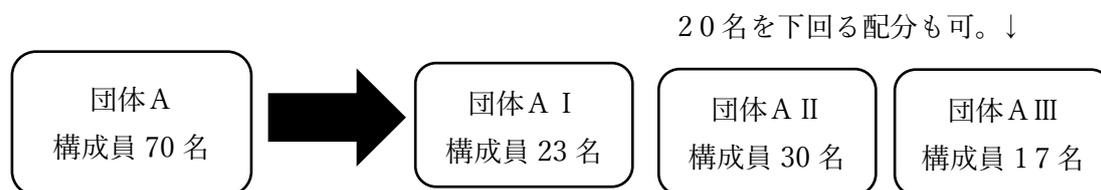
- ・招聘した団体は、他団体を招聘した際に発生した事故等について、招聘された団体に起因するものであっても連帯して責任を負い、問題の解決にあたることとします。
- ・分割申請をして登録を分けた団体同士や特定の団体と、高頻度で練習試合を行う行為は認めません。

2,団体の分割について

今まで1団体で登録していたが、活動実態が分かれていたという場合は、団体分割申請書をご提出いただき別々の代表者及び連絡員を登録することで団体の分割を可能とします。基本的には構成員数40名を上回る団体が対象で、20で割った数分の団体数まで分割可能とします。(小数点以下切り捨て)



- $70 \text{ 名} \div 20 = 3.5$ 3 団体へ分割可能。(活動実態に合わせること。)



※団体数は制限するが、構成員の配分は登録要件に反しない範囲で自由。

3. 団体登録について

今現在、社会教育関係団体及び、地域活動団体に登録されている構成員数と、団体開放利用申請書で申請されている人数が大きく乖離している団体があります。その様な団体に関しては、新団体の移行に伴う利用要件確認の際に、実態に沿った登録を求めることとなります。登録人数が適正でない場合は、早急に登録施設へ変更届を出して下さい。

また、営利団体や区外団体への厳格化の要望が多く寄せられたため、利用要件確認書内で、区外者数は1団体につき10名未満としております。このルール適用は新規団体からとし、既存団体で区外者が10名以上になる団体の利用は、当面の間認めますが、是正に努めてください。